

令和2年度 横手市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日時 令和3年3月4日(木) 午後3時30分～4時30分

場所 クリーンプラザよこて2階研修室

出席者

審議会委員

1番 笠井 みち子
2番 高野 恵津子
3番 小松田 かよ子
4番 黒政 和子
6番 高橋 弘子
10番 鈴木 勝
11番 熊谷 昇
12番 小野 則夫
13番 鈴木 久徳
14番 佐藤 哲也
16番 山本 眞喜子
18番 上田 卓巳
19番 高橋 俊嗣 (代理出席 神田 隆博)

欠席者

審議会委員

5番 鷹田 芳子
7番 小棚木美和子
8番 中谷 武司
9番 佐藤 政彦
15番 遠藤 宗一郎
17番 佐藤 政実

事務局

市民福祉部長	竹原 信寿
生活環境課長	東海林 宗徳
生活環境課 主幹	高橋 道明
生活環境課衛生施設係長	佐藤 和広
生活環境課廃棄物対策係長	高田 寛久
生活環境課廃棄物対策係 主査	大庭 誠
生活環境課廃棄物対策係 主査	大友 宣宏
生活環境課廃棄物対策係 主任	佐々木 雅昭

1、開 会 (15:30)

進 行： 生活環境課 東海林宗徳 課長

課 長： 皆さまお疲れ様です。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。皆様には、昨年6月から第8期の委員に就任いただいておりますが、コロナ禍の中で会議を開催できず、書面決議という形でご協力をしていただいたことに感謝申し上げます。
それでは定刻となりましたので、只今より横手市廃棄物減量等推進審議会を開催します。
先立ちまして、市民福祉部の竹原信寿部長が挨拶を申し上げます。

2、あいさつ

部 長： お疲れ様でございます。本日は大変お忙しい中、会議へご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆さまには、日頃より当市の環境行政にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

当審議会の委員の改選でございますが、昨年6月に行われております。本日が委員改選後の初めての会議となります。18名の委員の方には引き続きお引き受けいただき、誠にありがとうございます。今期からお引き受けいただきました、小野委員におかれましては、よろしく願いいたします。本来であれば、1月に開催を予定していた会議の中で会長の選任をお願いする予定でしたが、新型コロナウイルスの影響と記録的な大雪により会議は中止としまして書面決議にさせていただいております。会長は、黒政委員に引き続きお引き受け頂くこととなりました。会長にはご難儀をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の会議では、先にご意見をお願いしておりました、第2次横手市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(案)の進捗状況の報告と、毎年度策定しております横手市一般廃棄物処理実施計画(案)の説明をさせていただく予定となっております。どちらの計画も現実的かつ実効性のあるものでなくてはならないと考えておりますので、委員の皆さまから忌憚のない意見をお願いします。本日はどうぞよろしく願いします。

会 長： 雄物川の黒政です。ようやく会議を開催することができまして、久しぶりにお会いできた委員の方々と声を掛け合ったところでした。会長の再任という事でしたけども、任期までお付き合いご協力のほどよろしく願いいたします。また、本日もよろしく願いいたします。

3、議事録署名委員の選任

会 長：【16番 山本眞喜子 委員、18番 上田卓巳 委員を指名】

4、報告

会 長： それでは次第4、報告に入ります。事務局から「第2次横手市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(案)」の策定状況について、説明をお願いします。

事務局： 「第2次横手市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(案)」の進捗状況について説明

会 長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

委 員： ごみ排出量の実績を年度ごとに書かれてあるんですけども、人口が毎年減っている現状がある中で、ごみの排出量原単位があまり変わっていないように見受けられます。単純に人口が減った分だけごみが減ったという捉え方をするべきなのか、それとも我々や市の努力によってごみが減ったのか、分かるようであれば教えてください。

事務局： まずは、資料2ページ目の表、下から4段目のごみ排出量原単位をご覧ください。平成26年度が940g/人・日で、平成30年度が953g/人・日となっております。この数字から何が見えてくるかと言いますと、人口が減っている割には、ごみの量が減っていないということでございます。つまり、市民一人当たりのごみ量で換算すると減量になっていないという見方になります。

5、協議

会 長： 次に、横手市長より当審議会へ「令和3年度横手市一般廃棄物処理実施計画(案)」について、諮問されておりますので、審議に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局： 「令和3年度横手市一般廃棄物処理実施計画(案)」を説明

会 長： 本件につきまして、なにか質疑はありませんか。

会 長： 私の方からですけれども、紙と段ボールを縛る紐ですが、色を統一できないでしょうか。紙は白、段ボールは茶色の紐ということで、今はどちらも回収しているようでしたが、4月からはっきり区別できないものでしょうか。

事務局： 今すぐ4月から統一することは、影響が大きいと難しいと考える。分けることはリサイクルにつながりますが、一方で市民の皆さまの利便性が下がる面もございます。統一されていないごみは、回収せず集積所に置いてくることとなりますので、集積所で混乱が生じることにも繋がってきます。実施するとすれば、段階的に周知、完全施行まで移行期間を設けるなどをして進めなくてはなりませんので、今すぐ実施することはできないということになります。

会 長： 統一したいという意見は多数ありました。

委 員： この紐の統一については、売る方がきちんとしてくだされば、消費者として楽になります。
また、地域によって認識に違いがありまして、横手地域はそこまで細かいことは望んでいません。

事務局： 委員のご意見のとおり、市民としては、はっきり統一してほしいという意見がある一方で、一つの紐で両方も利用できるという意見もあると思います。今後多方面から意見をいただきながら、慎重に検討してまいります。

委 員： 不法投棄について、春先になるとごみが散らかっていて、春の清掃運動で集めたごみは市役所の方々が持って行ってくれますが、田んぼの中にごみがある場合、田んぼの所有者が片付けることになります。その拾ったごみをまとめておけば市役所で運んでいただけますか。もしくは自宅を持ち帰って、ごみ集積所に出した方がよいですか。

事務局： 不法投棄は自分の敷地内に捨てられるという場合もあります。発見した際は私たちも厳しく対処をしますが、田んぼにおいても所有者が処分をするというのが原則となります。例えばですが、町内会のクリーンアップで田んぼ周辺のごみを拾うということであれば、クリーンアップごみとして市が回収をいたします。町内会や地域の方に相談しご検討してみてもいいでしょうか。

委 員： 野焼きで果樹の枝木を燃やしているとき、パトロールしている方に見つかった場合は野焼きの対象になりますか。

事務局： 野焼きについては白黒つけることが難しい問題となっています。理由としては、原則、野焼きは禁止ですが、雪害に問わず果樹の選定枝等は、例外として野焼きが認められているためです。判断が難しいと言ったのは、量に問わず近くの住民の方が不快に思うという通報があれば、市で注意・指導に行くためです。

委 員： 住宅地に煙が行って消防車が来たときがありましたし、携帯電話等で煙が出てると通報があれば条例違反になるのでしょうか。

事務局： 委員のお話にあったように、火災と紛らわしい煙が上がるのが事前に分かっている場合は、消防本部の方に「火災とまぎらわしい煙又は火災を發する恐れのある行為の届出書」を提出する方法があります。野焼きの許可証ではありませんが、届出書を出していれば仮に市民から通報がきても消防の方で把握しているので、誤った出動はなくなるということです。

会 長： よろしいでしょうか。その他何かございませんか。では、ほぼ意見は出尽くしたようです。それでは「令和3年度横手市一般廃棄物処理実施計画(案)」については、ただいま事務局から説明があったとおりとし、「原案は適正である」と判断し当審議会から答申することとしますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長： それではそのように答申いたします。
最後に次第の6ですけれども、その他であります、事務局から何かご報告等ございますでしょうか。

事務局： 【横手ごみ分別アプリの配信実績等について資料に基づき説明】

会 長： お年寄りでスマホをお持ちでない方には難しいと思いますが、スマホがあると、とても便利です。集積所で分別が分からないとき、以前は自宅の冊子を確認しに行っていましたが、今はスマホ一つで全部わかるようになっていきます。
皆さんはどうでしょうか、アプリを利用されていますか。

委 員： 会長の言うとおりに、冊子をとりに行かなくてもアプリがあると、その場で説明ができるので助かっています。

事務局： 【令和2年5月に諮問した「一般廃棄物収集運搬業(ごみ・粗大ごみ)」の新規許可について、事務局から経過報告】

会 長： まだお時間がありますので、この機会にお聞きしたいことはありませんか。

委 員： 昨今の今頃、保養センター(元ホテルテトラリゾート秋田横手温泉)に行くところの入り口に、マスクを枝にぶらさげていて、鹿児島ナンバーの車が駐車しておりました。そのことを市に連絡を入れたんですけども、今度は下の方にいっぱいあります。雪解けになればまたたくさんマスクがあると思うので、今回もよろしく願います。

事務局： こちらで場所を把握しておりますので、春先に対応をいたします。

委 員： 不法投棄の件です。山内ですけれども、林道がいっぱいありまして、一時よりも少なくなっていますが、かなりの量が捨てられています。監視を強めていただきたいことと、野良猫の問題もあります。段ボールで持ってきて山の中に捨てていく人がいます。昨年、私の地域でも保健所と協力をして保護をしましたが、今後どのように啓蒙活動をしていけばよいかわかりませんし、山内の現状としてこのような事例がたくさんあるということで発言させていただきました。

事務局： 不法投棄の件について、横手ごみ分別アプリに不法投棄市民通報機能があります。昨年、実際に山内地域の一般市民から多数の通報がありました。この機能では GPS で座標データが市に届きまして、新しい環境監視員制度により市の会計年度任用職員がその場所に出向いて回収することを実施しております。通報に関しては 100%対応しています。また、横手保健所さんでも秋田県環境監視員が常時 3 名おまして、お互いに不法投棄情報を交換し合って、林道などに捨てられているごみを通報いただければ市の環境監視員で対応し、産業廃棄物があれば横手保健所さんへ情報提供をしております。今後も様々な手段を講じてまいりますので、委員の方にも通報いただければ大変ありがたいですし、よろしく願いいたします。

また、野良猫の件は、横手保健所さんと連携しながら対応をさせていただければと思います。横手保健所さんからこの件でなにかございますか。

高橋俊嗣委員(代理出席:県環境指導課 神田隆一氏)：

横手保健所の神田です。私の専門が廃棄物関係で動物愛護の見識がないのですが、このような事例があることを担当に伝えまして、対策を考えていきたいと思っている次第です。

会 長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。他になにかございませんか。

委 員： 何年か前のこの会議で、ペットボトルのラベルは剥がさなくてよいと聞きました。昨年、ごみの分別冊子が手元に届いたときに、ラベルを剥がすように記載がありました。ペットボトルはどのように分別したらよいでしょうか。

事務局： 昨年配布したごみの分別冊子では、可能であれば剥がしていただきたいと記載して、剥がさなくても回収をしていますし、可能でしたら剥がしてほしいということです。ラベルはプラスチック製容器包装類になります。

会 長： 私もごみ集積所の新しいプレートにもペットボトルのラベルは剥がすよう明記されていることを確認しました。

事務局： 可能な限りということです。リサイクル関係の流れを見ますと、資源化率を高めるという意味で、ペットボトルとラベルを分ける方向になりつつあると見ております。今後、分別を変更するかもしれませんが、現状は可能な限りラベルを剥がして、ということをお願いいたします。

会 長： 他にございませんか。

ないようですので、本日の予定はすべて終了いたしました。これで議長の任を解かせていただきたいと思います。会の進行に際しましてご協力いただきありがとうございました。お疲れさまでした。

7、閉 会

課 長：会長ありがとうございました。これで閉会となります。長時間にわたりましてありがとうございました。
これを持ちまして本日の会議を終了いたします。
お帰りの際はくれぐれも事故等にはお気を付け下さい。

令和 年 月 日

議事録署名委員
